

放課後児童クラブ運営基準点検表集計結果

埼玉県福祉部子育て支援課
平成18年10月調査

このたび、昨年度に引き続き放課後児童クラブの運営状況について、各クラブに自己点検することを依頼し、あわせて、その取りまとめを各市町村に依頼したところです。放課後児童クラブ運営基準に照らして、クラブの運営状況について確認することにより、適切な放課後児童健全育成事業の運営実施に資することを目的としたものです。

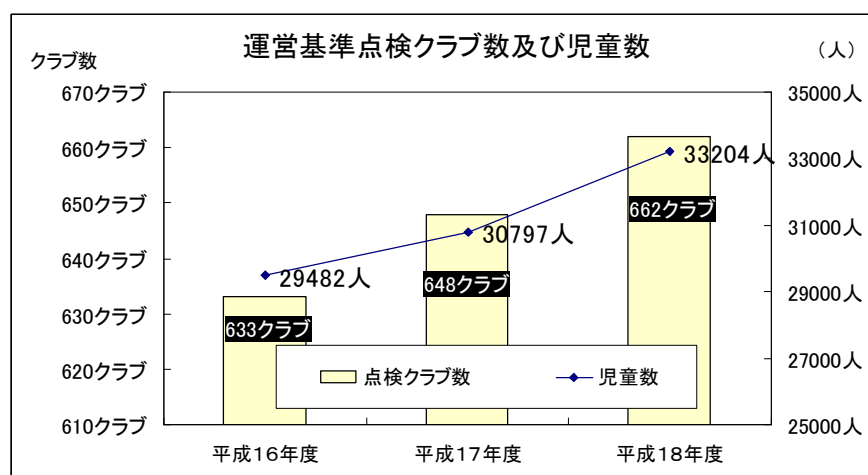
つきましては、その点検に係る結果を以下のとおり集計しました。

※数値は全て運営基準点検表集計結果から。

※16年度点検は8月に実施、17年度以降は10月に実施している。

1 主な指標の推移

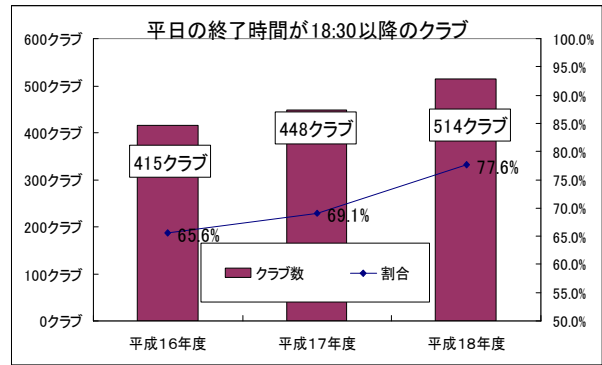
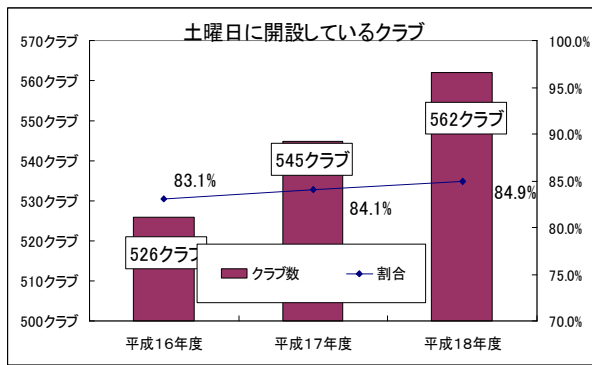
(1) クラブ数及び児童数



点検クラブ数（県補助対象クラブ）は、662クラブで、対前年度比2.2%増である（17年度点検時・対前年度比2.4%増）。

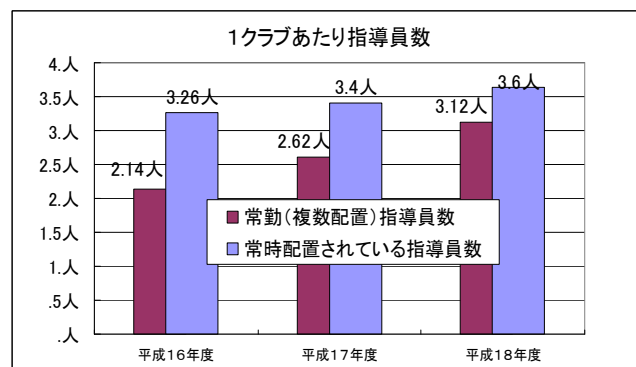
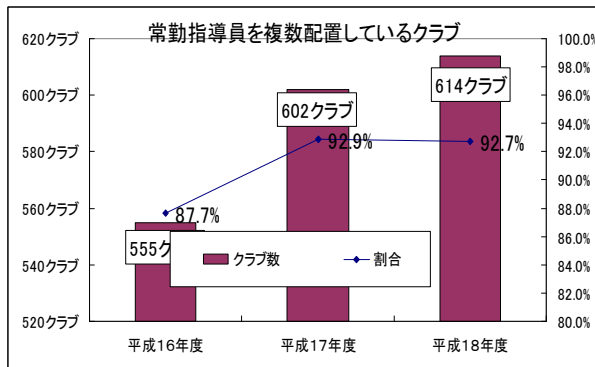
登録児童数は、33,204人で対前年度比7.8%増（17年度点検時・対前年度4.3%増）と急激に増加している。

(2) 運営面について



土曜日に開設しているクラブは、84.9%で前年度比 0.8%増、平日に 18 時 30 分以降まで開設しているクラブは、77.6%で前年度比 8.5%増と、ともに増加しており、利用者のニーズに対応している。

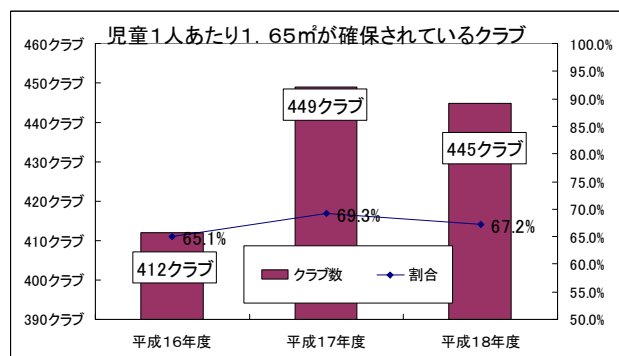
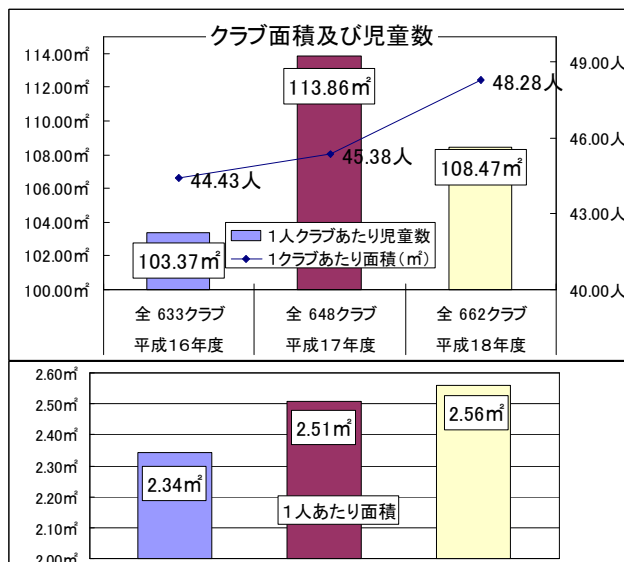
(3) 人員面について



常勤指導員を複数配置しているクラブは、92.7%でほぼ横ばいの数値である。

1クラブあたり常時配置されている指導員数は3.6人で前年に比して0.2人増加している。

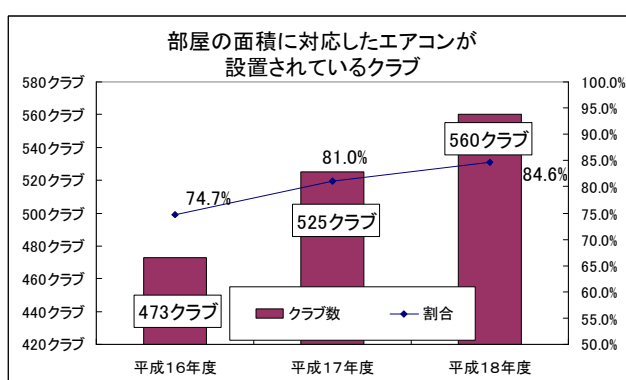
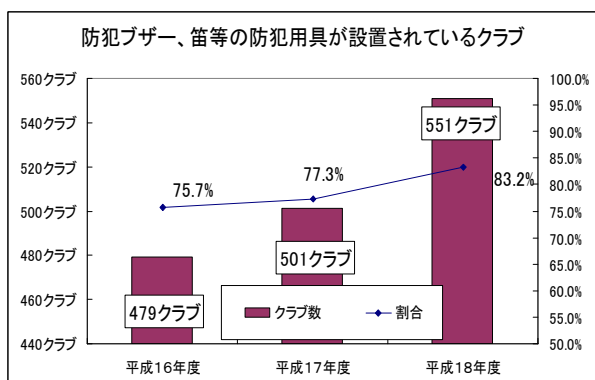
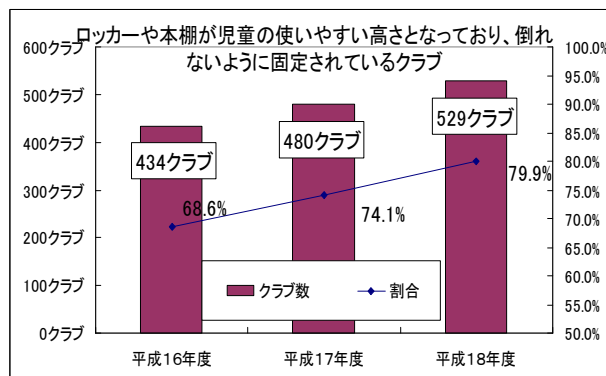
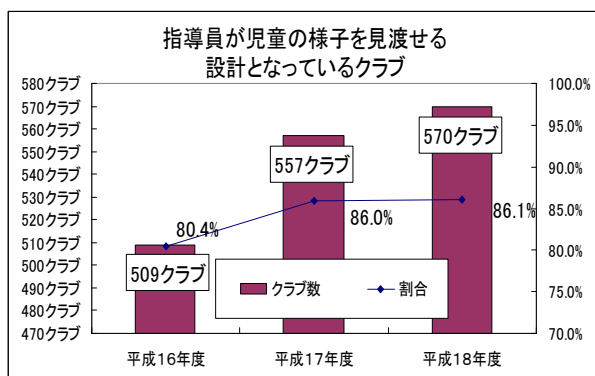
(4) 施設・設備面について



1クラブあたり登録児童数は48.28人と前年度比2.9人増となっている。これにともない、児童1人あたり1.65㎡を確保しているクラブも67.2%で、前年度比2.1%減となっている。

他方で、児童1人あたり面積は、2.65㎡と前年度比0.05㎡広がっている。

これらのことから、順調に施設整備及び施設拡張が進行している地域がある一方で、児童が急激に増加し施設整備が追いつかない地域が存在することが伺える。



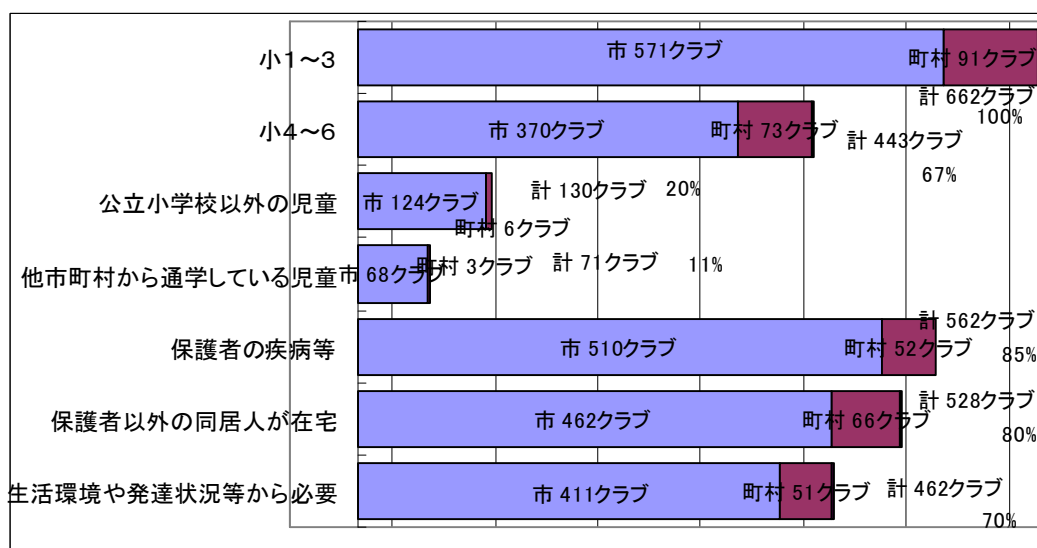
指導員が児童の様子を見渡せるよう、クラブの設計に配慮しているクラブは微増している。また、設備が倒れないように固定されているクラブが79.9%で前年度比5.8%増となっている。また、防犯ブザー、笛等の防犯用具が設置されているクラブは、83.2%で前年度比5.9%増となっており、児童の安全面に配慮するクラブが増加している。

部屋の面積に対応したエアコンが設置されているクラブは、84.4%で前年度比3.6%増となっており、児童の快適な生活に配慮するクラブも増加している。

2 放課後児童クラブ運営基準点検表

(1) 総則に関するもの

Q1 対象児童について



(各項目に該当する児童について、受け入れているクラブ数)

Q2 必要面積

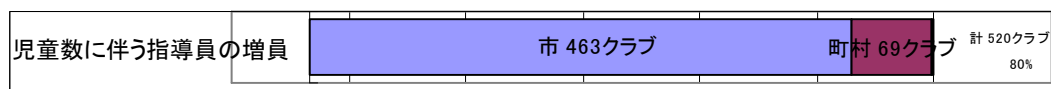
児童が生活するスペースの広さ (㎡) 市平均 107.43 ㎡ 町村平均 109.79 ㎡
 全体平均 108.47 ㎡

児童数 (1 クラブあたり平均) 市平均 50.34 人 町村平均 45.70 人
 全体平均 48.28 人

1 人あたり面積 (児童が生活するスペースの広さ / 児童数)
 市平均 2.361 ㎡ 町村平均 2.810 ㎡ 全体平均 2.56 ㎡

Q3 職員配置

常時指導員数 市平均 3.68 人 町村平均 3.59 人 全体平均 3.6 人



(児童数に伴って指導員増加を検討するクラブ数)

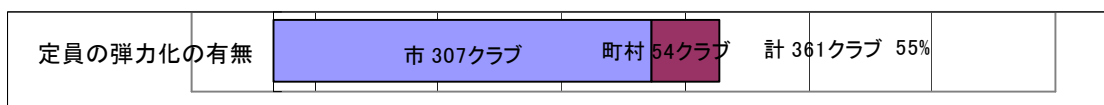
Q4 定員

(定員を定めているクラブ数)

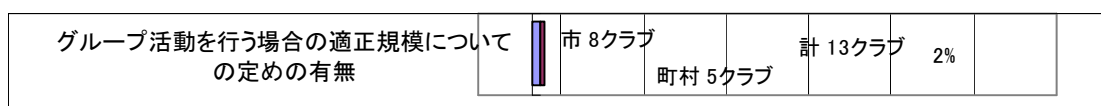


定員数 市平均 49.07人 町村平均 47.73人 全体平均 48.5人

(定員を弾力化しているクラブ数)



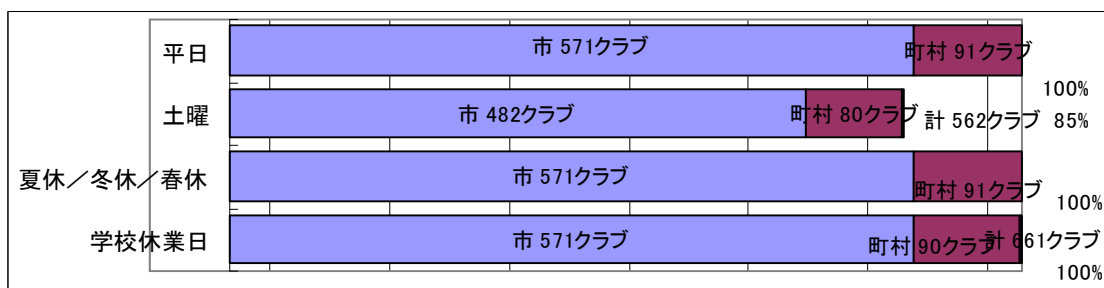
Q5 適正規模



グループ活動を行う場合の適正規模の人数 (人数を定めているクラブの平均)

市平均 17.50人 町村平均 9.20人 全体平均 13.7人

Q6 開設日



(各項目に開設しているクラブ数)

Q7 開設時間

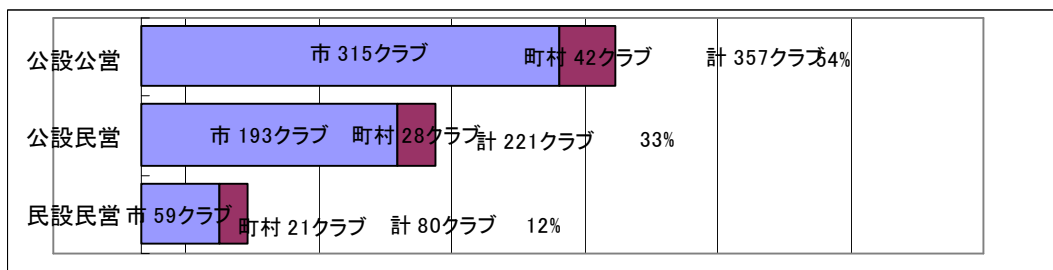
平日の開所時間	市平均	11:33	町村平均	12:00	全体平均	11:45
平日の閉所時間	市平均	18:30	町村平均	18:36	全体平均	18:33
土曜の開所時間	市平均	8:09	町村平均	7:59	全体平均	8:05
土曜の開所時間	市平均	17:29	町村平均	17:07	全体平均	17:20
夏休/冬休/春休の開所時間	市平均	8:04	町村平均	7:56	全体平均	8:00
夏休/冬休/春休の閉所時間	市平均	18:27	町村平均	18:36	全体平均	18:31

Q8 保育料

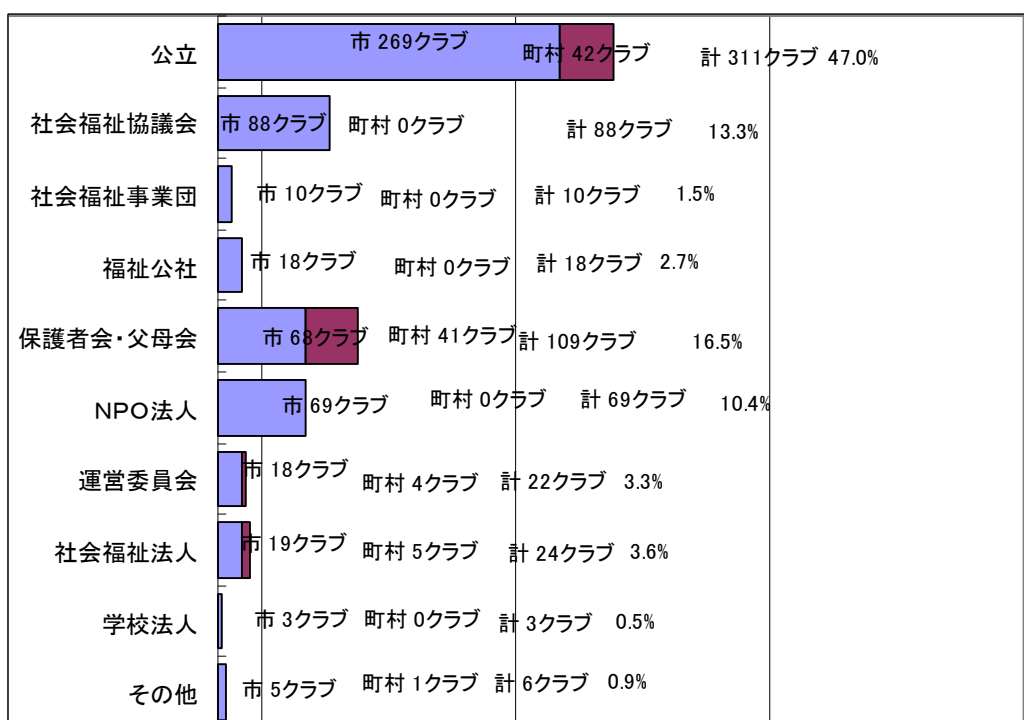
最高額平均	市	9,087.5 円
	町村	9,020.6 円
	全体平均	9,058 円
最低額平均	市	4,133.4 円
	町村	5,744.4 円
	全体平均	4,868 円



Q9 設置形態



Q10 運営主体



(2) 入室に関するもの

Q11 募集案内

広報紙	市 552クラブ	町村 74クラブ	計 626クラブ	95%
ホームページ	市 399クラブ	町村 29クラブ	計 428クラブ	65%
就学説明会	市 300クラブ	町村 53クラブ	計 353クラブ	53%

(募集に際し、使用している媒体等)

Q12 入室の手続き

入室案内説明書を作成し、申し込みに必要な書式とともに配布している	市 565クラブ	町村 83クラブ	計 648クラブ	98%
公営・民営の児童クラブ分を市町村窓口及び児童クラブで配布できるようにしている	市 374クラブ	町村 44クラブ	計 418クラブ	63%
申し込みの受付は、担当窓口又は児童クラブを行っている。	市 515クラブ	町村 85クラブ	計 600クラブ	91%

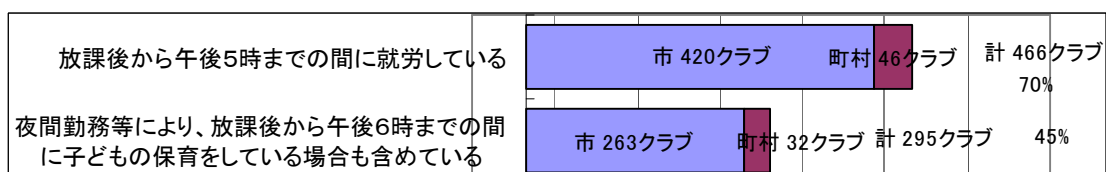
(各項目を実施しているクラブ数)

Q13 入室要件

入室基準調査票を作成し、入室条件の確認を行っている	市 568クラブ	町村 86クラブ	計 654クラブ	99%
審査会等を開催し、複数人で確認を行っている	市 536クラブ	町村 69クラブ	計 605クラブ	90%
審査会等の記録は、公表の対象としている	市 539クラブ	町村 59クラブ	計 598クラブ	90%
入室可否の結果は、余裕をもって通知している	市 546クラブ	町村 64クラブ	計 610クラブ	92%
入室期間は、1年間としている	市 562クラブ	町村 70クラブ	計 632クラブ	95%
随時途中入所ができるようにしている	市 486クラブ	町村 68クラブ	計 554クラブ	85%

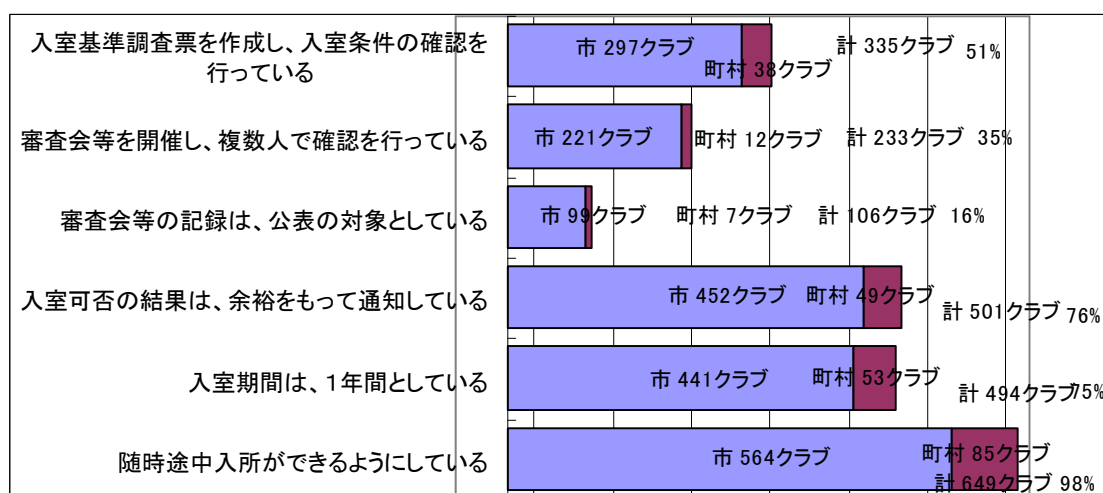
(各項目を入室要件としているクラブ数)

Q14 就労の条件



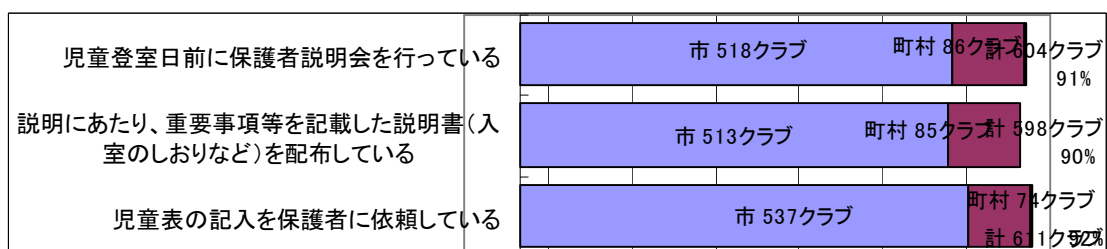
(入室要件における就労の条件として各項目を設定しているクラブ数)

Q15 入室の決定



(入室に際し各項目を実施しているクラブ数)

Q16 入室説明会



(入室説明会に際し各項目を実施しているクラブ数)

(3) 施設に関するもの

Q17 玄関

雨天時等の出入りに支障のないようにひさしが設置され、必要に応じて泥よけマットなどが備えられている	市 497クラブ 町村 84クラブ 計 581クラブ	88%
玄関灯が設置されている	市 528クラブ 町村 90クラブ 計 618クラブ	83%
適正な高さで段差をなくし、低学年児や障害児に配慮したつくりとなっている	市 266クラブ 町村 52クラブ 計 318クラブ	48%
出入り口は、引き違い戸とする等、安全に配慮されている	市 459クラブ 町村 65クラブ 計 524クラブ	79%
児童数に必要な傘立てや下駄箱が設置されている	市 512クラブ 町村 84クラブ 計 596クラブ	90%
玄関付近に連絡箱やお知らせを掲示する場所が設けられている	市 396クラブ 町村 79クラブ 計 475クラブ	72%

Q18 クラブ室

児童の生活(休息、遊び、学習等)ができるよう、児童1人あたり、設備部分を除いて1.65㎡以上の広さが確保されている	市 384クラブ 町村 61クラブ 計 445クラブ	67%
指導員が児童の様子を見渡せる設計となっている	市 486クラブ 町村 84クラブ 計 570クラブ	86%
ロッカーは、カバンや着替えなどを収納するのに十分な大きさのもので、児童数分が確保されている	市 436クラブ 町村 74クラブ 計 510クラブ	77%
ロッカーや本棚は、低年齢児にも使いやすい高さとし、倒れることのないように固定されている	市 453クラブ 町村 76クラブ 計 529クラブ	80%
日没後や雨天時などでも支障のない明るさを保つ照明器具を設置している	市 558クラブ 町村 87クラブ	
照明器具は、安全カバーを取り付ける等落下防止に配慮されている	市 279クラブ 町村 48クラブ 計 327クラブ	49%
部屋の面積に対応したエアコンが設置されている	市 479クラブ 町村 81クラブ 計 560クラブ	85%
換気などのために窓を設け、2階以上については、落下防止柵が設置されている	市 509クラブ 町村 70クラブ 計 579クラブ	87%
床は、フローリング又は畳敷きとなっている	市 551クラブ 町村 85クラブ	
十分な採光、日照、通風が得られるようになっている	市 542クラブ 町村 88クラブ 計 630クラブ	95%

Q19 休養室

休養室は、児童が具合の悪いときに休めるスペースが確保されている	市 258クラブ 町村 36クラブ 計 294クラブ	44%
---------------------------------	----------------------------------	-----

Q20 台所

厨房には、ガスレンジ、流し台、湯沸かし器等が設置され、必要な換気設備が設けられている	市 495クラブ	町村 83クラブ	計 578クラブ	77%
--	----------	----------	----------	-----

Q21 洗面所

水飲み及び手洗い場は、低学年にも使いやすい高さで室内に設けられている	市 470クラブ	町村 79クラブ	計 549クラブ	83%
洗面所には、衛生上必要な石けんやタオル掛けが取り付けられている	市 503クラブ	町村 90クラブ	計 593クラブ	90%

Q22 トイレ

児童が利用しやすい位置に設けられ、男女別になっている	市 418クラブ	町村 73クラブ	計 491クラブ	74%
換気のための窓や設備が設置されている	市 566クラブ	町村 91クラブ	計 657クラブ	99%

Q23 事務室

職員が事務を行うためのスペースや休養のためのスペースが設けられている	市 239クラブ	町村 51クラブ	計 290クラブ	44%
------------------------------------	----------	----------	----------	-----

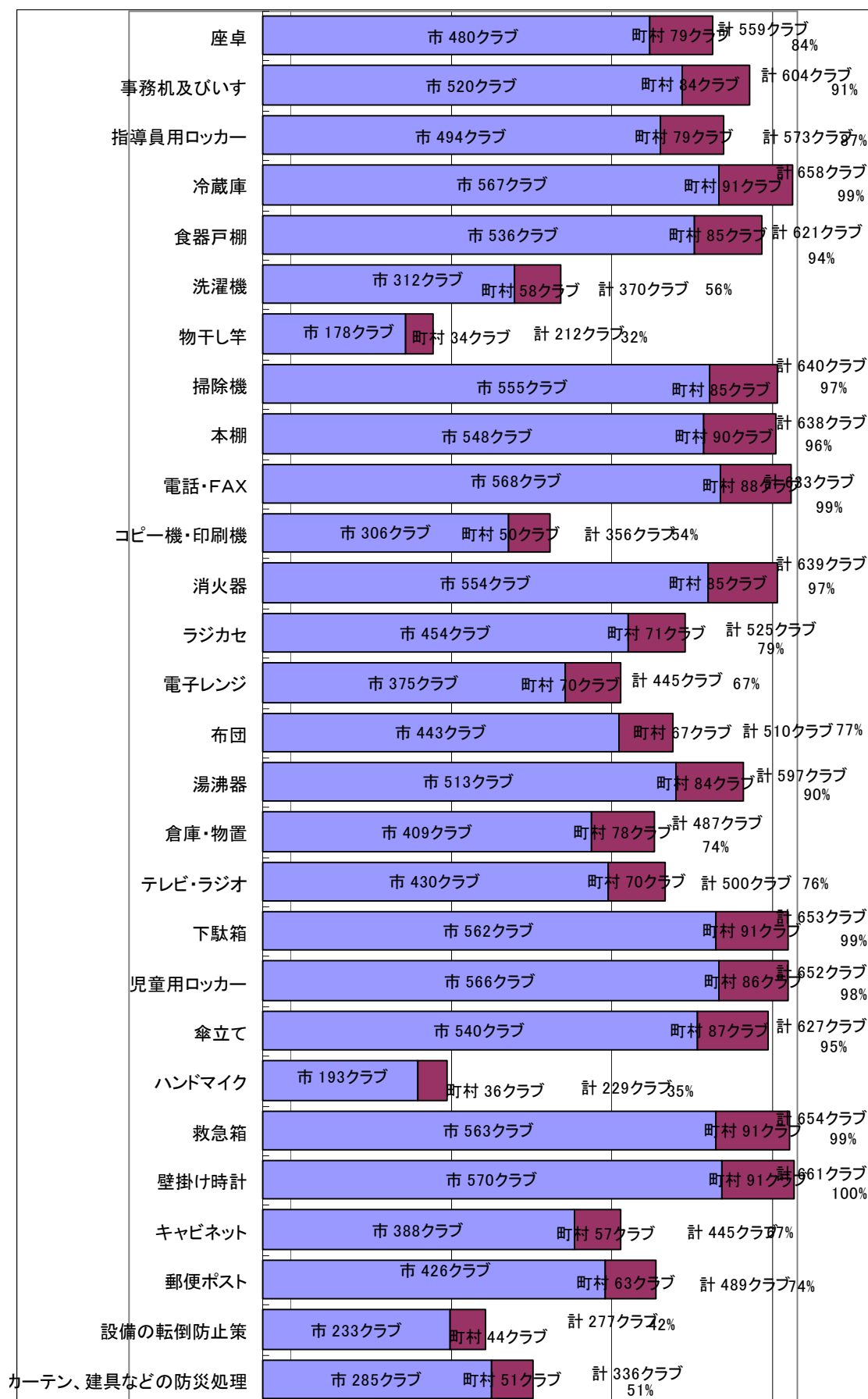
Q24 屋外の遊び場

屋外の遊び場がある(専用が望ましいが学校の校庭などで代替えも可)	市 558クラブ	町村 89クラブ	計 647クラブ	98%
----------------------------------	----------	----------	----------	-----

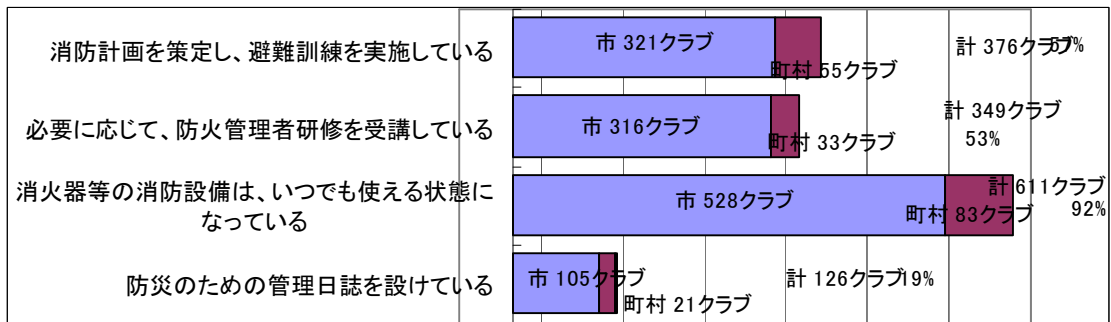
Q25 その他の施設

窓には、網戸、カーテン、ブラインドなどが取り付けられている	市 458クラブ	町村 83クラブ	計 541クラブ	82%
非常時に備えて、玄関以外に出入り口が設けられている	市 496クラブ	町村 79クラブ	計 575クラブ	87%
障害児の入室を考慮し、施設全体がバリアフリー構造となっている	市 185クラブ	町村 37クラブ	計 222クラブ	34%
温水シャワーの設備が設けられている	市 95クラブ	町村 13クラブ	計 108クラブ	16%
消火器は、緊急時に速やかに使えるよう設置されている	市 549クラブ	町村 85クラブ	計 634クラブ	96%
防犯ブザー、笛等の防犯用具が設置されている	市 484クラブ	町村 67クラブ	計 551クラブ	83%

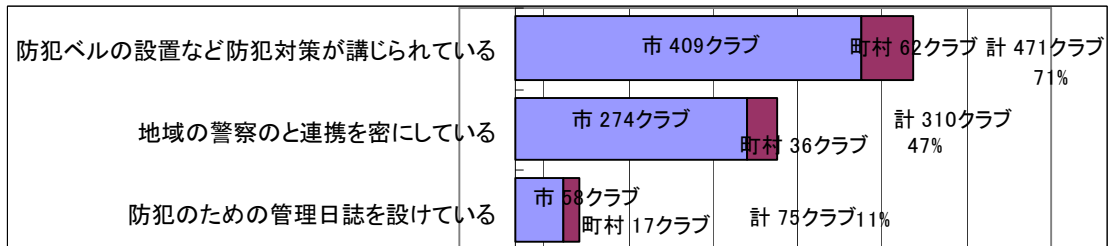
Q26 必要性や使用目的に応じた設備の有無



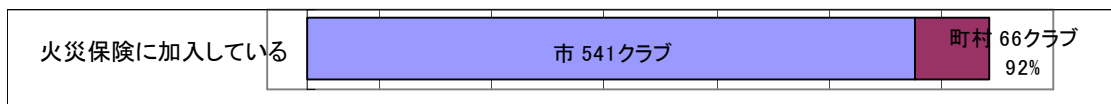
Q27 消防



Q28 防犯

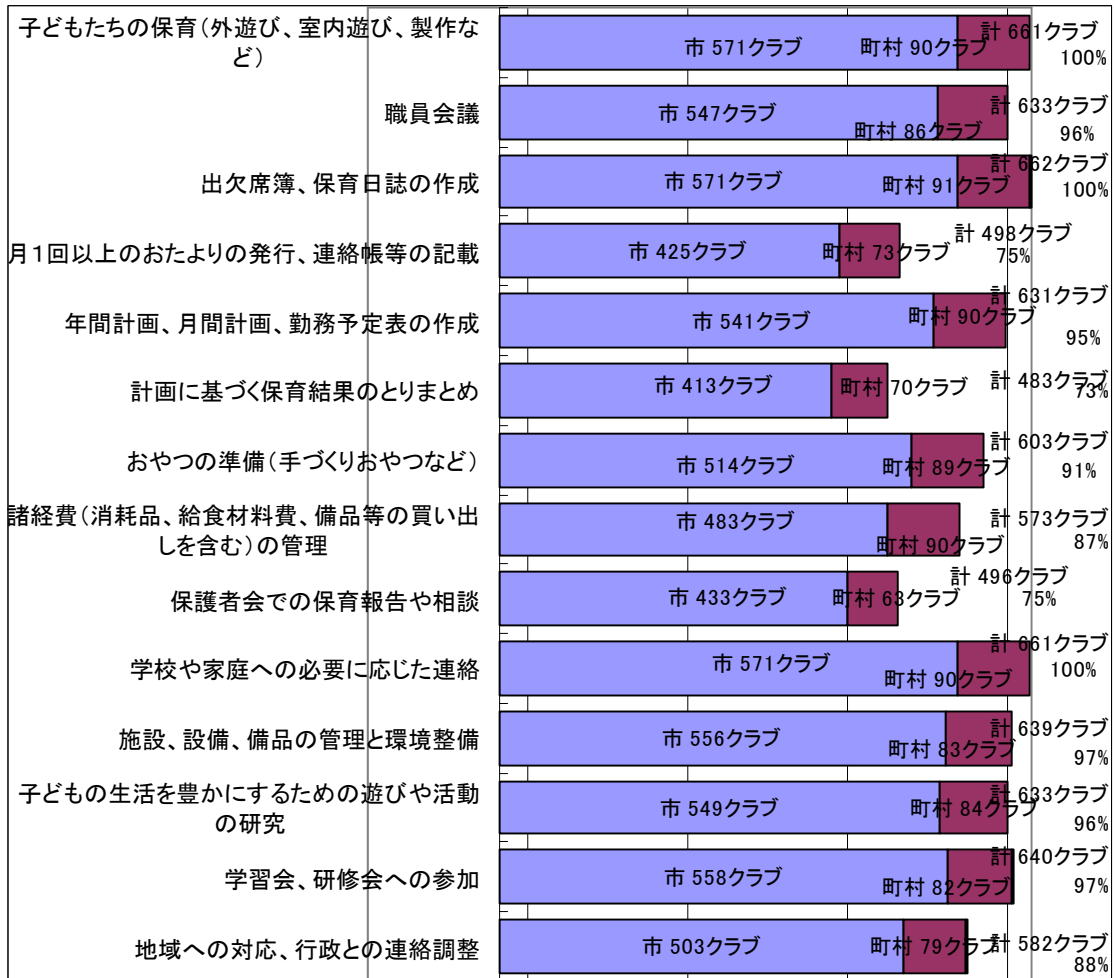


Q29 火災保険等



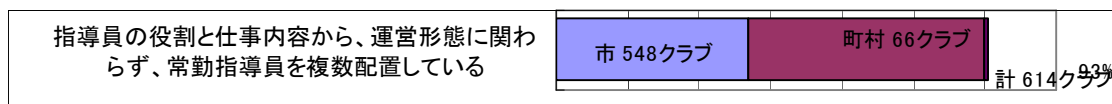
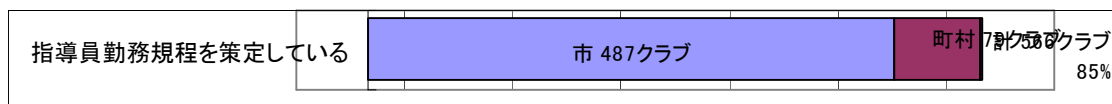
(4) 放課後児童指導員に関するもの

Q30 指導員の職務



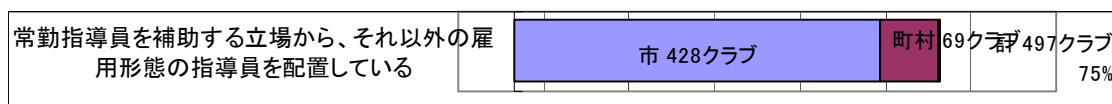
(指導員の職務として各項目を設定しているクラブ数)

Q31 指導員の体制



複数配置している場合は、常勤職員の人数

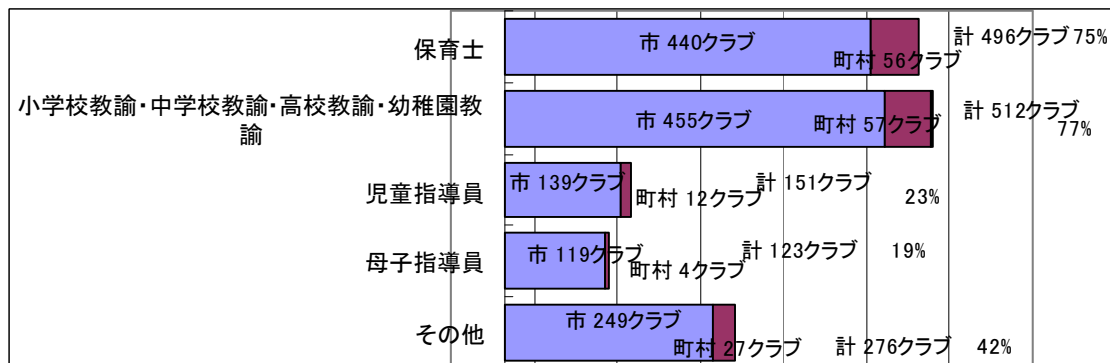
市平均 3.30人 町村平均 2.84人 全体平均 3.12人



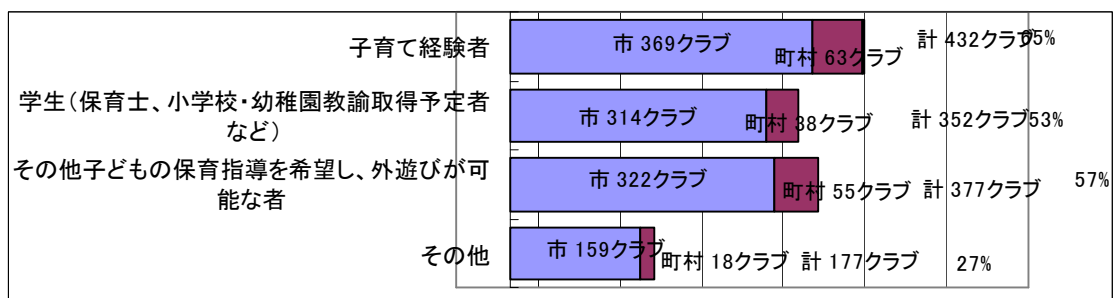
複数配置している場合は、補助的職員の人数

市平均 3.55人 町村平均 3.02人 全体平均 3.33人

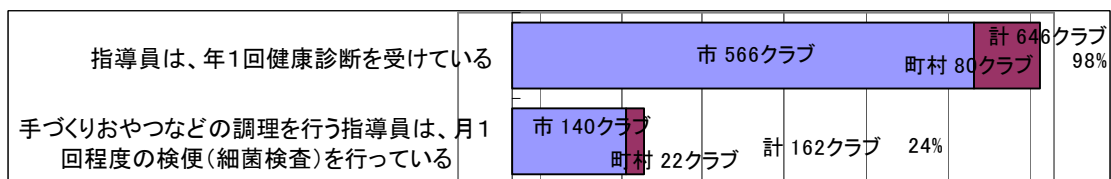
Q32 常勤・選任指導員の資格



Q33 非常勤指導員の資格

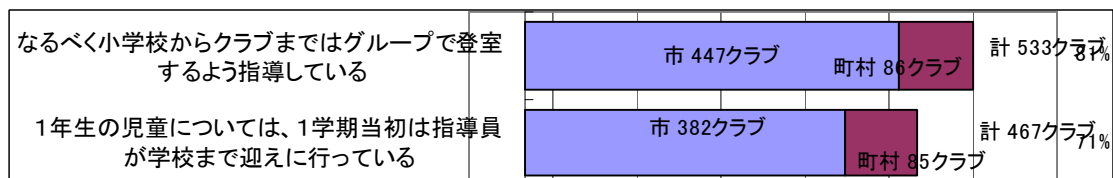


Q34 健康診断



(5) 事業の管理・運営に関するもの

Q35 登室時の対応



Q36 降室時の対応

保護者が迎えに来ることを原則としている	市 516クラブ	町村 91クラブ	計 607クラブ	92%
指導員と保護者のコミュニケーションに配慮している	市 562クラブ	町村 89クラブ	計 651クラブ	98%
児童だけで自宅に帰す場合は、事前に保護者の同意を得ている	市 504クラブ	町村 62クラブ	計 566クラブ	85%

Q37 出欠の対応

出席簿を使用している	市 570クラブ	町村 90クラブ	計 660クラブ	100%
欠席する場合は、保護者等から連絡をもらっている	市 570クラブ	町村 90クラブ	計 660クラブ	100%
いつも帰ってくる時間にクラブに来なかったときは、保護者と連絡をとっている	市 512クラブ	町村 87クラブ	計 599クラブ	90%

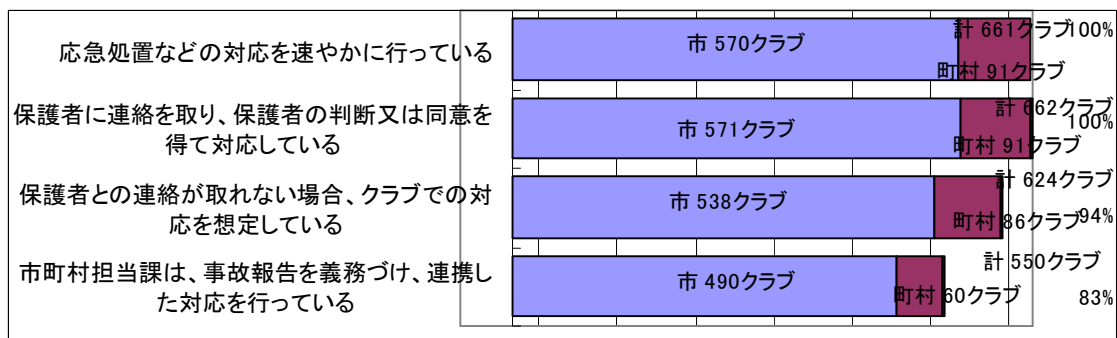
Q38 児童の健康管理

子どもたちを毎日観察し、健康管理に努めている	市 571クラブ	町村 89クラブ	計 660クラブ	100%
必要最低限の医薬品や医療器が備えられている (体温計、水まくら、消毒液、絆創膏等)	市 570クラブ	町村 90クラブ	計 660クラブ	100%

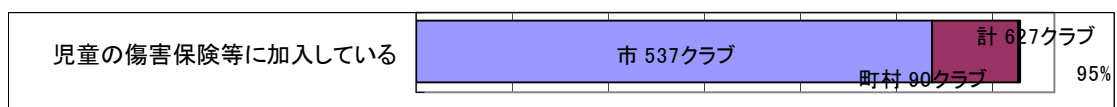
Q39 おやつ・昼食の対応

栄養面を考慮し、発育に合わせたものに配慮している	市 463クラブ	町村 81クラブ	計 544クラブ	92%
昼食の対応については、保護者と協議の上決めている	市 251クラブ	町村 54クラブ	計 305クラブ	46%
季節の野菜や果物、行事に合わせたものを提供する配慮をしている	市 466クラブ	町村 81クラブ	計 547クラブ	83%
アレルギー体質の児童に対しては、保護者と事前確認や協議を十分に行っている	市 512クラブ	町村 84クラブ	計 596クラブ	90%

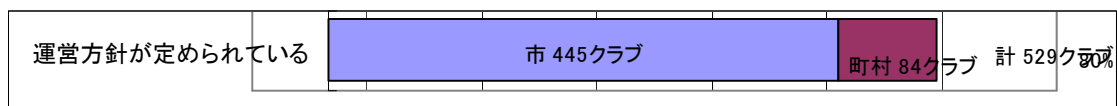
Q40 事故やけがへの対応



Q41 障害保険



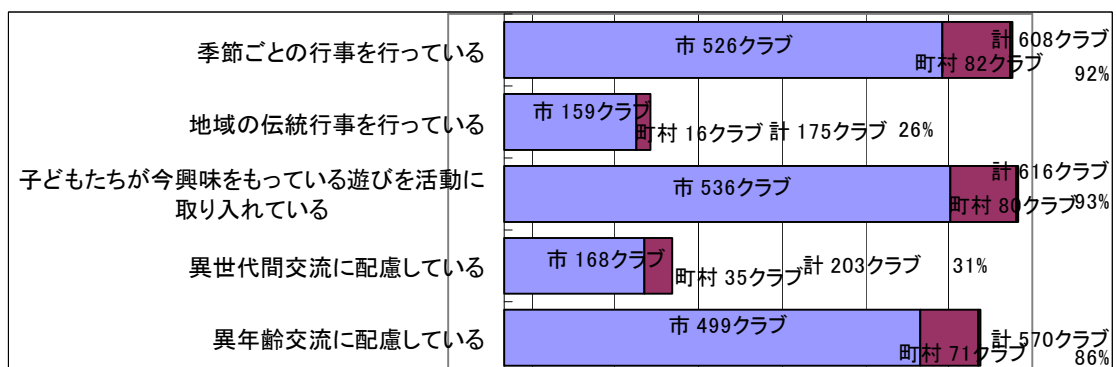
Q42 運営方針



Q43 事業計画



Q44 具体的な活動内容



Q45 クラブだより・連絡帳

クラブだよりは、月1回以上のペースで発行している	市 363クラブ	町村 64クラブ	計 427クラブ	65%
連絡帳を活用している	市 319クラブ	町村 32クラブ	計 351クラブ	53%

Q46 保護者の事業参画

事業実施者は、保護者が事業運営に参画するよう努めている	市 340クラブ	町村 59クラブ	計 395クラブ	60%
保護者は、保護者が集い意思を集める場として保護者会(父母会)が設置されている	市 403クラブ	町村 61クラブ	計 464クラブ	70%
保育内容の充実のため、保護者の願いや意見を反映し、保護者会(父母会)との協力・連携に努めている	市 439クラブ	町村 71クラブ	計 510クラブ	77%

(6) 障害児の入室に関するもの

Q47 受け入れの対象となる障害児

障害者手帳、療育手帳を所持している児童又は専門機関において障害と判定された児童	市 359クラブ	町村 54クラブ	計 413クラブ	62%
他の児童と同様に放課後児童クラブの入所要件をみたしている児童	市 473クラブ	町村 63クラブ	計 536クラブ	81%
事業主体(市町村、事業者)が入室を認めた児童	市 495クラブ	町村 52クラブ	計 547クラブ	83%

Q48 入室の判定

入所判定に当たっては、障害児及びその保護者の立場に立ち、入室判定を行っている	市 483クラブ	町村 59クラブ	計 542クラブ	82%
児童の入室を判定するため、入室判定会議を開いている	市 277クラブ	町村 33クラブ	計 310クラブ	47%
入室に対する判定結果は、保護者あてに通知している	市 466クラブ	町村 56クラブ	計 522クラブ	79%
入室を承諾しない場合は、その理由を付して通知している。	市 394クラブ	町村 45クラブ	計 439クラブ	66%

Q49 障害担当指導員の資格

保育士	市111人	町村41人	計 146人
小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭	市156人	町村38人	計170人
児童指導員、母子指導員	市22人	町村11人	計20人
その他障害児の指導に関する専門知識を有している者	市10人	町村4人	計 9人
その他	市48人	町村8人	計 73人

Q50 関係機関との連携

保護者と連絡先等を協議し、必要がある場合には、関係機関に相談や助言を行っている	市 366クラブ	町村 56クラブ	計 422クラブ	65%
---	----------	----------	----------	-----

(7) 緊急時の対応に関するもの

Q51 事故・事件

登室後において、クラブ周辺での事故や事件が発生した場合のマニュアルが整備されている。	市 338クラブ	町村 43クラブ	計 381クラブ	65%
--	----------	----------	----------	-----

(8) 学校・地域との関わりに関するもの

Q52 学校、地域等との連携

学校との連携に努めている	市 568クラブ	町村 89クラブ	計 657クラブ	99%
地域との連携に努めている	市 353クラブ	町村 53クラブ	計 406クラブ	61%
関係機関との連携に努めている	市 457クラブ	町村 80クラブ	計 537クラブ	81%

Q53 地域住民への施設開放

クラブ室を使用していない時間帯などを、施設、場所、時間帯等についてクラブと協議の上、地域住民等の活動の場所として提供している	市 72クラブ	町村 7クラブ	計 79クラブ	12%
--	---------	---------	---------	-----

(9) 苦情処理に関するもの

Q54 苦情処理

苦情受付担当者が決められている	市 258クラブ 町村 33クラブ	計 291クラブ	44%
第三者委員が選任されている	市 8クラブ 町村 9クラブ	計 77クラブ	12%
苦情解決の仕組みが入室案内などで保護者に周知されている	市 87クラブ 町村 8クラブ	計 95クラブ	4%

(10) 指導員の研修に関するもの

Q55 研修の周知等

市町村、県、県連協が行う研修について、指導員に周知している	市 568クラブ 町村 82クラブ	計 650クラブ	99%
研修受講者は、受講報告を行い、すべての指導員に周知している	市 373クラブ 町村 71クラブ	計 444クラブ	67%

Q56 研修の出席状況

県主催(県連協との共催を含む)研修の参加者数	市 704人 町村 139人	計 941人
市町村主催研修の参加者数	市 769人 町村 87人	計 1311人
県連協主催研修の参加者数	市 498人 町村 103人	計 774人

(11) 自己点検に関するもの

Q57 自己点検

日常点検表等により、毎日の点検を行っている	市 293クラブ 町村 50クラブ	計 343クラブ	52%
施設・設備点検表等により、毎月の点検を行っている	市 228クラブ 町村 32クラブ	計 260クラブ	39%
放課後児童クラブ調査点検表等により、毎年の点検を行っている	市 241クラブ 町村 37クラブ	計 278クラブ	42%